

各種申請書類等の押印廃止について

日頃は当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2020年12月23日に公布された「押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により、2021年1月5日以降にご提出いただく、当センター各業務の申請書類等について、押印不要で申請できることとなりましたのでお知らせいたします。

法定様式以外の当センターが定める申請様式等においても、今後見直しを進めてまいります。

なお、改正に伴い各種様式を修正いたしましたので当センターホームページの「各種様式」ページをご確認ください。

■対象業務

- ・ 建築確認検査業務
- ・ 住宅性能評価業務
- ・ 長期優良住宅 技術的審査業務
- ・ 低炭素建築物 技術的審査業務
- ・ 省エネ適合性判定業務
- ・ BELS 評価業務
- ・ 構造計算適合性判定業務
- ・ 特定建築物等定期調査・定期検査業務

- ※ 適合証明業務（フラット35）、住宅性能証明書発行業務、現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務、住宅瑕疵担保責任保険業務、すまい給付金の申請及び次世代住宅ポイントの申請は、現時点では当面の間、押印が必要です。
- ※ 消防書類の押印省略については、各所管消防署へご確認ください。
- ※ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書については、設計者の押印があるものの写しの提出が必要です。
- ※ 特定行政庁が指定する一部の書類については、押印を要する場合があります。
- ※ 様式が改訂されますが、当面の間は押印の有無を問わず旧様式を用いて申請いただくことについては、支障ありません。